



別所温泉「辰の織」

# 長野県上田市 ふるさと寄附金

きらりと光る「地域の宝」  
歴史・文化財の継承、魅力発信を応援



上田市日本遺産活用推進事業!  
レイラインがつなぐ  
「太陽と大地の聖地」  
～龍と生きるまち 信州上田・塩田平～

生島足島神社の大鳥居



安楽寺の八角三重塔

長野県上田市には、とても長い歴史や多くの文化財が現在まで受け継がれています。

先人から受け継いできた伝統行事や神社仏閣、  
それらを引き立てる美しく神秘的な景観など、

地域の宝を守り、広くその魅力を発信することで、交流人口の拡大や観光誘客、  
ひいては地域振興を図ってまいりたいと考えています。

いただいたふるさと寄附金は、これらの活動に活かすための財源として活用させていただきます。

令和2年6月に文化庁から認定された日本遺産や歴史・文化の魅力発信などを通じて、  
持続的で魅力あるまちづくりに取り組みますので、応援をお願いします。

上田市ふるさと寄附金の使い道など、詳しい情報は   または





## ふるさと寄附金とは

自治体への寄附金のことです。自己負担額の2,000円を除いた額が、所得税及び住民税から控除される制度です。控除される寄附金額には、収入や家族構成等に応じて一定の上限があります。生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設されました。

## ポイント

- ・寄附金額に応じて税金が控除される
- ・出身地や、応援したい自治体を選んで寄附できる
- ・お礼として品物がもらえる
- ・寄附金の使い道を指定できる

## お手続きの流れ

- 1 申し込み ▶
- 2 寄附金を払い込む ▶
- 3 受領証・お礼の品の受け取り ▶
- 4 寄附金控除の手続き

### 1 申し込み

#### インターネット

ふるさと納税ポータルサイトからお申し込みください。



ふるさとチョイス



ふるなび



楽天ふるさと納税



東急ふるさとパレット



ANAのふるさと納税



auPAYふるさと納税



三越伊勢丹ふるさと納税



セブンのふるさと納税



#### 郵送・メール・Fax

申込書に必要事項を記入し、ご提出ください。



提出先

上田市ふるさと納税担当

〒386-8601 長野県上田市大手1-11-16

Fax:0268-23-5246

Mail:furusato-kifu@city.ueda.nagano.jp

### 2 寄附金を払い込む

#### クレジットカード決済 (インターネット申込みのみ)

インターネットからのお申し込みの上、クレジットカード決済を選択してください。

#### 郵便振替

ポータルサイト「ふるさとチョイス」で郵便振替を選択するか、郵送、メール、Faxで寄附をお申し込みください。用紙をお送りします。

※ふるさとチョイス以外のサイトでは、郵便振替はご利用いただけません。

### 3 受領証・お礼の品の受け取り

寄附金受領証明書 入金確認後、郵送します。



#### お礼の品

上田市の地場産品をお送りします。詳しくは、カタログやインターネットをご覧ください。

- 上田市では、2,000円以上のご寄附をいただいた方に、お礼として地場産品を贈呈しています。
- 特産品は無くなり次第、終了とさせていただきます。
- 農産物については、天候の影響により内容を変更したり、発送が遅れたりする場合がございます。
- 上田市にお住いの方へは、お礼の品をお贈りしておりませんので、ご了承ください。
- 寄附は年に何度でもしていただけます。ご寄附をいただく度にお礼の品を贈呈いたします。
- 寄附金額の範囲内であれば、お礼の品を組み合わせることができます。

※20歳未満の方の飲酒は法律で禁じられています。お酒は、20歳未満の方はお申し込みいただけません。

### 4 寄附金控除の手続き

寄附金控除を受けるには、原則「確定申告」が必要です。

ただし、給与所得者など確定申告が不要な方で、ふるさと納税の寄附先の自治体から5か所以内の場合、確定申告なしでも寄附金控除が受けられる「ワンストップ特例制度」が利用できます。

#### 確定申告

上田市発行の「寄附金受領証明書」を添付し、寄附をした年分の確定申告をしてください。

#### ワンストップ特例制度

- ① ふるさと納税申込時に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書(以下、特例申請書)の送付を希望する」を選択します。
  - ② 寄附金受領証明書と一緒に届く特例申請書に必要事項を記入・押印のうえ、個人番号(マイナンバー)及び申請者本人を確認できる書類のコピーを添付返送します。
- ※ワンストップ特例制度を申請した後、医療費控除などで確定申告を行う場合は、この制度は対象になりません。確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

#### ●ふるさと寄附金に関するお問い合わせ

上田市ふるさと納税担当

TEL.0268-71-6734 FAX.0268-23-5246

#### ●上田市の日本遺産に関するお問い合わせ

上田市日本遺産推進協議会 事務局(上田市文化政策課)

TEL.0268-75-2005 FAX.0268-22-4131